

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

五木村長

市町村名 (市町村コード)	五木村 (43511)
地域名 (地域内農業集落名)	瀬目地区 (瀬目集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

当地区は、急峻な地形が多く狭い畑地が多い。また、人口減少による担い手不足や農業従事者の高齢化も進んでいる。今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、0.2ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要である。  
【地域の基礎的データ】  
農業者:2人(うち50歳以下0人)、団体経営体(法人・集落営農組織等):なし  
主な作物:茶、果樹、ソバ、ニンニク

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

現状維持し、他地域との差別化を図り競争力を高めていくために、地域の中心となる経営体(担い手)に農地集約、集積を図り、また入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していく。また地域に適した農作物や高収益作物の導入や6次産業化などに取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針※ 地域の中心となる経営体(担い手)に農地集約、集積を図り、また入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針※ 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は原則として農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、新たな受け手への貸付けを進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針※ なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針※ 人手不足に対応するため、地元出身者やその親族及びその他、外部からの人材を受け入れし、地域での育成に取り組む。また、村内全域を範囲として、委託作業や共同作業を実施できるような生産組合の育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策※	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。